

軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助要綱

13 福高施第965号
平成14年1月22日
15 福高施第925号
平成16年2月16日
16 福保高施第93号
平成16年10月21日
16 福保高施第579号
平成17年3月8日
17 福保高施第1008号
平成18年3月3日
18 福保高施第1059号
平成19年3月5日
18 福保高施第1138号
平成19年3月30日
19 福保高施第1012号
平成20年3月7日
20 福保高施第1025号
平成21年3月9日
21 福保高施第1449号
平成22年2月24日
21 福保高施第1849号
平成22年5月14日
22 福保高施第856号
平成22年8月4日
22 福保高施第2009号
平成23年3月22日
24 福保高施第2351号
平成25年4月1日
25 福保高施第2224号
平成26年5月22日
27 福保高施第34号
平成27年5月1日
27 福保高施第2018号
平成28年3月11日
31 福保高施第1288号
令和元年9月27日
4 福保高施第518号

最終改正

1 目的

この要綱は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、軽費老人ホームを設置する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内で軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「サービスの提供に要する費用」とは、職員の俸給、その他の諸手当、社会保険事業主負担金、旅費、庁費、被服費、修繕費及び利用者保健衛生費等をいう。
- (2) 「サービスの提供に要する基本額（月額）」とは、東京都軽費老人ホーム利用料等取扱要綱（令和元年 9 月 27 日付 31 福保高施第 1390 号。以下「取扱要綱」という。）の別表 1 に規定する額の範囲内で、社会福祉法人等が定めた額をいう。
- (3) 「各種加算」とは、軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成 20 年 5 月 30 日付老発第 0530003 号）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」（以下「取扱基準」という。）第 1 に準拠する民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費及び入所者処遇特別加算並びに軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助に係る処遇改善加算取扱要領（令和 4 年 7 月 8 日付 4 福保高施 517 号）に規定する処遇改善加算をいう。
- (4) 「サービスの提供に要する費用（月額）」とは、「サービスの提供に要する基本額（月額）」に民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費及び入所者処遇特別加算の額を加えた額とする。
- (5) 「本人からの徴収額（月額）」とは、取扱要綱の別表 1-2 及び同要綱別紙「軽費老人ホーム対象収入認定事務手続きについて」により求めた額をいう。
- (6) 「特別運営費」とは、軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成 20 年 5 月 30 日付老発第 0530003 号）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」（以下「取扱基準」という。）第 1 中「5 特別運営関係」に準拠し、算定したものをいう。

3 利用料等

軽費老人ホームにおける入所者の利用料等は、取扱基準第 1 に準拠するものとする。ただし、取扱基準第 1 中「2 サービスの提供に要する費用」における別表 I-1 及び「3 生活費（月額）（1）生活費（月額）の設定」の表については、取扱要綱第 2 の規定によるものとする。

4 補助対象施設

この補助金の交付の対象となる施設は、社会福祉法人等が設置した、介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受けた定員30人以上の軽費老人ホーム（地方公共団体が設置したものを除く。）であって、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第114号）、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第137号）及び東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び規則施行要領（平成25年4月3日付24福保高施第2452号）により運営する施設とする。

なお、次のいずれかに該当する交付対象施設については、原則として、この補助金の一部又は全部を交付しないものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 老人福祉法、介護保険法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した社会福祉法人等が設置するもの
- (3) 老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき東京都知事が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの

5 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するものがあるもの

6 補助対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、軽費老人ホームの運営に要する経費のうちサービスの提供に要する費用について、利用者からの利用料の一部を減免した場合における減免した経費に対応して、社会福祉法人等が支出する経費とする。

ただし、減免した経費のうち施設運営のためのサービスの提供に要する費用として認められない経費は補助対象としない。

7 補助金交付額

この補助金の交付額は、サービスの提供に要する費用（月額）に各月の初日に在籍する利用者数を乗じて得た額から本人徴収額の合計額（当該初日に在籍する利用者に係るものに限る。以下同じ。）を差し引いた額に処遇改善加算額及び特別運営費の額を加えた額と、補助対象経費の実支出額（サービスの提供に要する費用として社会福祉法人等が支出した経費から、本人

徴収額の合計額を差し引いた額)とを比較していずれか少ない額とする。

なお、本人からの徴収額(月額)の認定に誤りがあり、本来徴収すべき額が実際の徴収額よりも高い場合、誤って認定していた期間においても、本来徴収すべき額をもって交付額を算出する。

8 補助金の交付申請

補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が、この補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書(1部)に関係書類を添えて、別に定める期日までに、東京都知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

9 補助金の変更交付申請

補助事業者が、この補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、様式1-2による申請書(1部)に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に対して行うものとする。

10 補助金の交付決定

知事は、交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、この要綱の15に定める条件を付して、補助金の交付額を決定し、補助事業者に通知する。

11 補助金の交付時期

この補助金は、10で決定した額の12分の1の額を原則として各月末までに概算交付する。ただし、年度途中で開設した施設においては、開設月以降年度末までの月数で除した額を原則として各月末までに概算交付する。

また、各月において千円未満の端数が生じた場合は、各年度の最終交付において調整することとする。

12 補助金の精算

概算交付を受けた補助金は、様式3による精算書(1部)により補助金の交付を受けた会計年度の終了後10日以内に精算するものとする。

13 各種加算の申請

(1)から(3)の加算を申請する場合は、取扱基準第1に基づき、別に定める期日までに、知事に対して行うものとする。(4)の加算を申請する場合は、以下の要領に基づき、別に定める期日までに行うものとする。

(1) 民間施設給与等改善費(加算様式1、2)

取扱基準第1の2(3)キ「民間施設給与等改善費」

(2) 施設機能強化推進費(加算様式3)

取扱基準第1の2(3)カ「施設機能強化推進費」

(3) 入所者処遇特別加算(加算様式4)

取扱基準第1の2(3)エ「入所者処遇特別加算」

(4) 処遇改善加算

「軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助に係る処遇改善加算取扱要領」(令和4年7月8日4福保高施第517号)

14 各種加算の決定

知事は、(1)から(3)の加算について、13に定める加算申請について適当と認める場合は、取扱基準第1及び以下の国通知に基づき、決定するものとする。(4)の加算については、以下の要領に基づき、決定するものとする。決定された各種加算額については、決定日以降、決定額から既交付額を除き未払い月数で除した額を、各月交付額と合算して交付する。

(1) 民間施設給与等改善費

ア 基本分加算率

「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」(昭和63年5月27日付社施第84号社会局長通知)

イ 管理費特別加算分対象施設

「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」(昭和63年5月27日付社施第84号社会局長通知)

(2) 施設機能強化推進費

「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」(昭和62年7月16日付社施第90号社会局長通知)

(3) 入所者処遇特別加算

「入所者処遇特別加算費の取扱について」(平成2年6月18日付社施第86号社会局長通知)

(4) 処遇改善加算

「軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助に係る処遇改善加算取扱要領」(令和4年7月8日4福保高施第517号)

15 補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 承認事項

補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 帳簿の備付け等

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(3) 実績報告

補助事業者は、補助金の交付を受けた会計年度が終了したときは、様式2による事業実績報告書(1部)により、別に指定する期日までに報告する。

(4) 補助金の額の確定

(3)による事業実績報告書等を調査した結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、知事は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(5) 是正のための措置

知事は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに適合させるための措置をとることを命ずることがある。

(6) 交付決定の取消し

補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

(7) 補助金の返還

ア 補助事業者が、(6)により補助金の交付決定を取り消された場合において当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、知事の指定するところにより取り消された補助金の額を返還しなければならない。

イ アの規定は(4)により補助金の額が確定された場合において、既にその額を超えて補助金を受領しているときにも適用する。

(8) 違約加算金

補助事業者は、(7)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されその返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(9) 延滞金

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

16 他補助金との重複

この補助事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

2 以下については4の規定にかかわらず補助対象とする。

(1) 平成19年3月31日までに社会福祉法人等が開設したケアハウス

(2) 平成19年4月1日以降に社会福祉法人等が開設したケアハウスのうち平成18年度までに都と施設整備費補助協議を行っていたケアハウス

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日から施行する。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。